部活動指導員募集要項

令和7年10月24日

岡山県教育庁保健体育課 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 電話番号 保健体育課振興班 086-226-7590 (直通)

岡山県教育委員会では、県立学校における教員の勤務負担軽減を図るため、部活動の指導等を 行う部活動指導員(地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定により任用される短時間勤務の 会計年度任用職員)を次のとおり募集します。

応募をいただいた方の中から面接等を行い、任用を決定します。応募しても必ず任用されると は限りませんのであらかじめ御了承ください。

記

- 1 勤務場所(指導する部活動)、任期、業務内容、応募資格等
- (1) 勤務場所及び指導する部活動

番号	勤務場所(県立学校名及び住所)	指導する部活動
1	岡山県立津山工業高等学校	弓道
	津山市山北411-1	

(2) 採用予定人数

1名

※応募状況によっては複数名採用する場合があります。

(3) 任期

令和7年12月1日から令和8年3月31日まで

- ※任用日から1か月間(延長の場合あり)は条件付採用となります。
- ※任期満了をもって退職となります。
- ※任期満了後、同一の職が設置される場合は、能力実証を行った上で、再度任用される場合があります。

(4)業務内容

- 実技指導(単独指導を含む。)
- ・ 学校外での活動(大会、練習試合、地域の行事、催し等)に係る生徒の引率(宿泊を伴わない単独引率を含む。)
- その他必要と認める部活動指導等に係る事項
- (5) 応募資格

地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者(次に該当しない者)

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくな るまでの者
- ・ 岡山県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者等

2 勤務条件、報酬等

(1) 勤務日及び勤務時間

任用期間中に、212時間を超えない範囲内であらかじめ当該県立学校長が定めます。ただし、1日の勤務時間は7時間45分を、1週間当たりの勤務日数は5日を上限とします。 ※所定の勤務時間を超えて勤務していただく必要がある場合は、事前命令により時間外勤務を行っていただきます。

(2) 週休日及び休日

勤務が割り振られていない日とします。

(3) 年次休暇(有給)

週の勤務日数(週以外の期間により勤務日数が定められている場合は年の勤務日数)、任 用期間及び県のいずれかの職に引き続き在職していた期間(勤務実態が継続している場合は 通算)に応じて、会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(令和元年岡山 県人事委員会規則第26号。以下「規則」という。)に定める日数が任用時に付与されます。

(4) 年次休暇以外の休暇等

ア 規則に定める要件を満たす場合は、有給又は無給の休暇等を取得できます。

- 有給(公民権行使、官公署出頭、災害による現住所滅失等、災害等による出勤困難・ 退勤途上危険回避、忌引、結婚、夏季、妊産婦の健康診査・保健指導、妊娠中の通勤 緩和、不妊治療、産前産後、配偶者出産、育児参加、私傷病)
- ・ 無給(子の保育・看護、介護、生理による就業困難、妊産疾病、公務上の傷病、骨髄 等ドナー)
- イ 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)及び職員の育児休業等に関する条例(平成4年岡山県条例第3号)に定める要件を満たす場合は、育児休業又は部分休業を取得できます。

(5) 報酬等

基本単価:時給1,720円(令和7年10月現在)

交 通 費:一般職員に準じて計算し、勤務日数に応じて日額支給

※上記のほか、一般職員に準じて時間外勤務手当に相当する報酬が支給される場合があります。

(6) 社会保険等

健康保険、厚生年金保険は適用されません。

公務上又は通勤中の災害については、労働者災害補償保険又は公務災害補償に準じた補償が適用されます。

(7) その他

- 他の勤務条件については、規則によることとします。
- ・ 地方公務員の服務に関する規定(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等) が適用され、違反した場合は、懲戒処分の対象となります。
- 営利企業への従事等の制限は適用されないため、副業等は禁止されませんが、他の仕事

との兼業 (他の会計年度任用職員への任用、営利企業への従事等) を行う可能性がある場合は、事前にその旨を申し出てください。

(利害関係者との関係等により公正な職務遂行に対する疑惑や不信を招くおそれがある場合や、公務に支障を来すような長時間労働となる場合など、必要に応じて一定の制限を課すことがあります。)

3 任用の方法

書類審査及び面接試験により任用を決定します。

なお、応募書類の提出を行っても、必ず面接試験の連絡があるわけではありません。また、 複数の希望者の中から任用者を決定しますので、面接試験等を実施しても任用されない場合が あります。あらかじめ御了承ください。

4 応募について

(1) 提出書類

次の書類全てに必要事項を記入の上、提出ください。

- 履歷書(応募様式1)
- 誓約書(応募様式2)
- (2) 提出期限等

ア特参の場合

- ・ 受付期間 令和7年10月24日(金)から令和7年11月5日(水)まで
- ・ 受付時間 8時30分から17時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- · 受付場所 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 岡山県教育庁保健体育課

イ 郵送の場合

- ・ 受付期間 令和7年11月5日(水)までの消印があるものに限る。
- 郵送先 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 岡山県教育庁保健体育課
- ・ その他 封筒の表に「会計年度任用職員採用試験」と朱書きしてください。 なお、郵送事故が発生した場合の責任は負いません(簡易書留扱いが望まし い。)。

(3) 注意事項

他の仕事との兼業(他の会計年度任用職員への任用、営利企業への従事等)を行う可能性がある場合は、事前にその旨を申し出てください(利害関係者との関係等により公正な職務遂行に対する疑惑や不信を招くおそれがある場合や、公務に支障を来すような長時間労働となる場合など、必要に応じて一定の制限を課すことがあります。)。

提出された履歴書等はお返しできませんのであらかじめ御了承ください。

5 面接試験について

- (1) 面接会場 1 (1) に掲げる県立学校
- (2) 面接日時 1 (1) に掲げる県立学校の担当者から個別に連絡します。 履歴書記載の連絡先に連絡しますので、変更がある場合は、速やかに保健体育課へ連絡してください。
- (3) 面接内容 業務遂行能力、人柄等に関する口述試験等

6 試験の合否及び任用の詳細について

面接試験の合否及び合格後の手続の詳細については、後日、1 (1) に掲げる県立学校の担当者から個別に連絡します。

7 問合せ先

岡山県教育庁保健体育課 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 電話番号 保健体育課振興班 086-226-7590 (直通)